

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【公開番号】特開2019-150429(P2019-150429A)

【公開日】令和1年9月12日(2019.9.12)

【年通号数】公開・登録公報2019-037

【出願番号】特願2018-39528(P2018-39528)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月4日(2019.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球の入球が可能な第1入球口と、

前記第1入球口への遊技球の入球が制限される第1制限状態と前記第1入球口への遊技球の入球が許容される第1許容状態とを切り替える第1電動役物手段と、

前記第1制限状態から前記第1許容状態に切り替える手段と、前記第1許容状態において第1所定条件が成立した場合に前記第1制限状態に切り替える手段とを備え、1回の前記第1許容状態が実行される第1切替遊技を実行する第1切替遊技実行手段と、

前記第1切替遊技が所定の複数回実行される第1遊技を、第1特定条件の成立に基づいて、前記第1切替遊技実行手段を用いて前記第1電動役物手段の動作を制御することによって少なくとも実行する第1遊技実行手段と、

遊技球の入球が可能であり、前記第1入球口とは異なる第2入球口と、

前記第2入球口への遊技球の入球が制限される第2制限状態と前記第2入球口への遊技球の入球が許容される第2許容状態とを切り替える第2電動役物手段と、

前記第2制限状態から前記第2許容状態に切り替える手段と、前記第2許容状態において第2所定条件が成立した場合に前記第2制限状態に切り替える手段とを備え、1回の前記第2許容状態が実行される第2切替遊技を実行する第2切替遊技実行手段と、

前記第2切替遊技を含む第2遊技を、前記第1入球口への遊技球の入球を契機として成立し得る第2特定条件の成立に基づいて、前記第2切替遊技実行手段を用いて前記第2電動役物手段の動作を制御することによって実行する第2遊技実行手段と、

遊技球の入球が可能であり、前記第1入球口及び前記第2入球口とは異なる第3入球口と、

前記第3入球口への遊技球の入球が制限される第3制限状態と前記第3入球口への遊技球の入球が許容される第3許容状態とを切り替える第3電動役物手段と、

前記第3制限状態から前記第3許容状態に切り替えられ、第3所定条件が成立した場合に前記第3制限状態に切り替えられることで遊技者に特典が付与され得る第3切替遊技を含む第3遊技を、前記第2入球口への遊技球の入球を契機として成立する第3特定条件の成立に基づいて、前記第3電動役物手段を制御することによって実行する第3遊技実行手段と、

所定領域に打ち出された遊技球の移動経路を同一経路に規定し、遊技球を1球ずつ移動

させるための経路規定手段と、
を備え、

前記第1遊技実行手段による第1の第1切替遊技と当該第1の第1切替遊技の後に実行される第2の第1切替遊技との間に、前記第1の第1切替遊技に基づいて実行される前記第2遊技に基づいて実行される前記第3遊技を実行する手段を備えたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第2入球口は、前記経路規定手段によって規定される前記移動経路に沿って移動する遊技球が入球可能な位置に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。